

別 紙

情報セキュリティ対策支援作業 1式

仕 様 書

平成21年9月

独立行政法人製品評価技術基盤機構

1. 目的

「政府機関の情報セキュリティ対策の強化に関する基本方針（平成17年9月15日政府IT戦略本部情報セキュリティ対策会議）」により、独立行政法人等の情報セキュリティ水準の向上を促進することが求められ、同政策会議が決定した「第一次情報セキュリティ基本計画（平成18年2月2日決定。）」「第二次情報セキュリティ基本計画（平成21年2月3日決定。）」により、独立行政法人においても、情報セキュリティポリシーの策定及び対策の強化が求められている。また、対策の強化等については、政策会議が別途定めた「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」（以下「政府統一基準」という。）に準拠して整備することが求められている。

製品評価技術基盤機構（以下「機構」という）では、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ管理規定」等の規程を整備し、平成20年度には「情報セキュリティ対策基準」、「自己点検手順書」に基づいて自己点検及び監査の試行を実施した。これにより、情報セキュリティ対策を実施するための一応の体制を整えたところである。しかしながら、機構として「政府統一基準」の何をどこまで実施すれば良いかといった検討が十分でなかったため、情報セキュリティ対策が機構の業務実態に即していないと思われる部分がある。また一方では「政府統一基準」の第4版が公表されており、これに対応する必要がある。

以上のことから、今年度は、「情報セキュリティ対策基準」、「自己点検手順書」等の規程類を見直し、「政府統一基準」の第4版に対応するとともにセキュリティ対策を機構の業務実態に即したものとして整備する必要がある。

これらの作業を進めるためには、専門的知見、経験を有する外部事業者の支援が必須であることから、本仕様により調達するものである。

2. 作業内容

本調達により落札者が実施しなければならない作業は以下の通りである。

(1) 情報セキュリティ関連規程類の見直し作成支援

「政府統一基準」の第4版への改版と機構の組織体制や業務運営の実情を十分に考慮し、機構の「情報セキュリティ対策基準」（A4、42ページ）、の改訂を実施する。

さらに、以下に示すその他の作成済みの情報セキュリティ関連規程類についても見直しを検討し、必要に応じて改訂を実施する。

- ・ 情報セキュリティ管理規程（A4、18ページ）
- ・ 情報の格付け及び取扱制限に関する規程（A4、12ページ）
- ・ 外部委託における情報セキュリティ対策実施規程（A4、34ページ）
- ・ 機構外での情報処理を行う場合の安全管理規程（A4、7ページ）
- ・ 障害対応規程（A4、10ページ）
- ・ 情報セキュリティ実施要領（A4、21ページ）
- ・ 機器等購入の実施要領（A4、8ページ）

- ・ 情報セキュリティに関する例外措置要領（A 4、11 ページ）
- ・ 情報資産洗出し及び格付け実施手引き（A 4、12 ページ）

情報セキュリティ関連規程類の改訂にあたっては以下を実施すること。

- ・ 改訂案を作成すること。
- ・ 改訂案の内容に対する機構からの質問、修正等の要望に応じること。
- ・ 機構における情報セキュリティ委員会等改定案に関する検討会に同席し助言等を行うこと。

（2）個別部署に係る規程類の整備支援

（1）で作成した機構の「情報セキュリティ対策基準」（改訂案）に準拠し、各部署における個別システムの運用マニュアル等規程類の整備支援を実施するため以下の項目を実施する。

対象となる部署数：31 課室

対象となる個別システムの数：107 システム

- ア. 対象となる部署及び個別システムについて、規程類等の整備する範囲及び整備すべき種類を確認・検討し、検討結果の報告書を作成すること。
- イ. 整備すべき規程類の雛形を作成すること。
- ウ. 個別部署に係る規程類等を整備するにあたって各部署の担当者に対して、「政府統一基準」及び機構の「情報セキュリティ対策基準」の説明会を実施すること。（最大30名程度×2回：1回2時間程度）その際、説明会用の資料も作成する。規程類作成時にはアドバイス等の支援を行うこと。必要に応じて各部署の担当者に対して個別面談支援等も併せて実施すること。

（3）情報セキュリティ教育の実施支援

NITE職員の情報セキュリティリテラシの向上及び情報セキュリティ関連規程類の周知徹底を図るため、NITEの業務内容や職員の情報セキュリティ上の役割等を考慮した教育支援を実施する。

情報セキュリティ教育の実施支援においては、以下のような事項を実施すること。

- ア. 教育計画の検討及び作成
- イ. 教育資料の作成

NITEにおける情報セキュリティ上の役割に応じた教育資料を作成する。想定される教育対象者は以下の4種類である。

- ・ 一般職員向け（約250名）
- ・ 課室情報セキュリティ責任者向け（約50名）
- ・ 情報システムセキュリティ責任者向け（情報システムセキュリティ管理者向け）（約90名）
- ・ 幹部向け（理事長、理事、監事、部長、センター長等）（15名）

- ウ. 教育実施支援(実施方法としては、e-Learning等を含めた対応が想定される。)
- エ. 教育実施結果の分析・報告書の作成

(4) 自己点検実施手順書及び自己点検票の見直し作成支援

昨年度試行実施した自己点検の結果及び本仕様(1)における機構の「情報セキュリティ対策基準」の見直し結果を踏まえ、自己点検実施手順書(A4、24ページ)及び自己点検票の見直し案を作成すること。

(5) 成果報告書の作成

本支援作業全体について成果報告書を作成すること。

3. 成果物等

以下に掲げる物件について、原本一式及び副本一式を、紙及び電子媒体(CD-R)により、請負期間終了日までに提出する。

(1) 情報セキュリティ対策支援作業成果報告書

(2) 情報セキュリティ関連規程類の改訂案

- ・ 情報セキュリティ対策基準
- ・ 自己点検実施手順書

上記2つの規程類及び下記9つの規程類のうち改訂作業を実施したもの

- ・ 情報セキュリティ管理規程
- ・ 情報の格付け及び取扱制限に関する規程
- ・ 外部委託における情報セキュリティ対策実施規程
- ・ 機構外での情報処理を行う場合の安全管理規程
- ・ 障害対応規程
- ・ 情報セキュリティ実施要領
- ・ 機器等購入の実施要領
- ・ 情報セキュリティに関する例外措置要領
- ・ 情報資産洗出し及び格付け実施手引き

(3) 規程類等の整備する範囲及び整備すべき種類の検討結果報告書

(4) 個別部署に係る規程類の雛形

(5) 教育資料

- ・ 一般職員向け
- ・ 課室情報セキュリティ責任者向け
- ・ 情報システムセキュリティ責任者向け(情報システムセキュリティ管理者向け)
- ・ 幹部向け(理事長、理事、監事、部長、センター長等)
- ・ 情報セキュリティ教育実施結果報告書

(6) 自己点検票

4. 請負事業者の条件

本作業の請負事業者は、以下の業務経験をすべて有すること。

- ・ 政府統一基準に基づいた行政機関への管理体制構築支援等のコンサルティング業務の実施実績

5. 作業実施者の条件

本業務を実施する者は、(1)、(2)の資格要件をすべて満たすこと。

(1) 以下のいずれかの資格を有すること。

- ・ 情報セキュリティスペシャリスト（経済産業大臣認定）
- ・ テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）（経済産業大臣認定）
- ・ 情報セキュリティアドミニストレータ（経済産業大臣認定）
- ・ システム監査技術者（経済産業大臣認定）
- ・ CISSP（国際情報システムセキュリティ認証コンソーシアム認定）
- ・ ISMS主任審査員、ISMS審査員、ISMS審査員補（財団法人日本情報処理開発協会認定）

(2) 政府統一基準に基づいた情報セキュリティに関する業務の実務経験が3年以上あること。

6. 秘密の保持

請負事業者¹は本契約に関し、機構が開示した情報（公知の情報等を除く。以下同じ。）、本請負業務を通じて知り得た情報、本業務の成果物等の情報を本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講じなければならない。

また、請負事業者は、本契約に基づく役務提供実施により知り得た情報の秘密保持に関し、誓約項目を契約書に含めること。

7. 知的財産権等

(1) 請負事業者は、本契約履行過程で生じた、著作権に関する条文に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウは、自ら使用する場又は第三者をして使用させる場合は、機構と別に定める使用契約を締結するものとする。

(2) 納入成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、機構が特に使用を指示した場合を除き、既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用承諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、請負事業者は当該契約等の内容について事前に機構の承認を得ることとし、機構は、既存著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら機構の責めに帰す場合を除き、請負事業

¹ 本役務作業を実施するにあたり業務の一部を再委託先に委託する場合は、請負事業者には再委託先を含む。以下、同じ。

者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、機構は、係わる紛争等の事実を知った時は、請負事業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

8. 請負期間

契約日から平成22年3月19日（金）まで

9. 納品先

独立行政法人製品評価技術基盤機構 情報統括官付

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10

連絡先：TEL 03-6686-2247

10. その他

- (1) 本仕様に基づく作業に当たっては、機構の許可なく、作業の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 実際の作業に当たり、必要に応じて、事前に機構と協議し、決定・解決すること。この場合、当該協議に関する議事録を作成し、確認を受けること。
- (3) 当該仕様書について不明な点は、情報統括官付担当職員に確認すること。